

## 行政実務研修派遣に関する協定書

サントリーホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と 三木市（以下「乙」という。）とは、甲から乙へ出向する社員の処遇及びこれに伴う費用負担、その他事項に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲から乙へ専門的知識を有する人材を派遣することにより、乙が外部の視点を取り入れ、地方創生の課題解決や促進及び人材育成につなげることを目的とする。

### （身分）

第2条 甲から乙に出向することを命ぜられた者（以下「出向者」という。）は、甲の従業員としての身分を保有しながら、乙の指揮命令に従い業務に従事するものとする。

### （出向者及び出向期間等）

第3条 出向者の氏名、乙における職、従事する業務及び出向期間については別表1のとおりとする。

2 前項に定める出向期間について、必要があるときは、甲乙協議のうえ、出向期間を延長又は短縮若しくは出向を解除することができるものとする。ただし、出向期間を延長又は短縮若しくは解除しようとするときは、次の各号で定める基準日の2カ月前までに申出をしなければならないこととする。

(1) 出向期間を延長するときは出向期間の満了する日

(2) 出向期間を短縮するときは短縮により出向終了となる日

(3) 出向を解除するときは解除により出向終了となる日

### （服務等）

第4条 出向者の勤務時間、休日、休暇等その他服務については、乙の職員としての身分に係る関係法令等が適用されるものとする。ただし、甲の規程で定める休暇等で乙に規程がない場合については、甲乙協議し乙の定める関係規程の範囲において措置することができるものとする。

2 前項において出向者の甲の社員としての在職期間に係る勤務実績並びに年次有給休暇及びその他の休暇の取得実績については、乙における在職期間における実績とみなすものとする。

### （分限及び懲戒）

第5条 出向者の分限及び懲戒については、甲乙協議して行うものとする。

2 甲は、前項に定める懲戒処分を行った場合には、その内容を速やかに相手側に通知するものとする。

(勤務成績等)

第6条 出向者に係る出向期間中の勤務成績の評価については、甲の指定する方法により乙が実施し、乙は、その評価内容を甲の指定する日までに報告するものとする。

2 乙は、甲の指定する様式により、甲が指定する日までに、出向者の乙での職務及び処遇の状況を甲に報告するものとする。

3 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は随時甲に報告するものとする。

- (1) 長期（1か月以上）の休暇を取得するとき。
- (2) 育児休業を取得するとき。
- (3) 欠勤をしたとき。
- (4) 事故があったとき。
- (5) その他の事情により乙の業務遂行上支障が認められるとき。

(給与等)

第7条 出向者の給与及び賞与については、甲が支給するものとする。ただし、出向者が甲において支給されている額を補償するものとし、甲がその関係規程に基づき支給するものとする。

2 出向者の給与の支給日は、甲の定める規程に基づくものとする。

(旅費)

第8条 出向者が乙の業務上の必要により旅行する場合の旅費については、乙がその関係規程に基づいて支給するものとする。

2 出向者の赴任及び帰任時旅費については、甲が関係規程に基づいて支給するものとする。

(福利厚生)

第9条 出向者の定期健康診断は、甲の厚生計画に基づき実施するものとする。

2 甲及び乙は、健康診断結果について、あらかじめ利用目的、開示先等に関し出向者の同意を得られた場合に限り、当該結果を利用することができるものとする。

(社会保険)

第10条 出向期間中における出向者の健康保険、厚生年金及び雇用保険は、甲において加入するものとする。

(業務災害補償)

第11条 出向者が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病を負ったときの災害補償は、甲の規程に基づき甲において処理するものとする。

(安全配慮)

第12条 乙は、出向者を業務に従事させる場合は、労働災害の防止及び安全教育の実施等により、出向者の安全及び健康を保持するために必要な措置を講じるよう努めなければならないものとする。

2 出向者が乙の業務に従事し、死傷又は疾病を負ったときは、乙は適切な措置を講じるとともに、甲に速やかに連絡し、再発防止に努めなければならないものとする。

(研修等)

第13条 乙は、出向者について、甲から研修等甲の業務に従事させる旨の通知があったときは、出向者を当該業務に従事させるものとし、この場合の旅費は甲において負担するものとする。

(勤務状況の報告)

第14条 乙は、甲の求めがあったときは、次に掲げる出向者の勤務状況等について、報告するものとする。

- (1) 出向者の身分、職及び給与等に関する事項
- (2) 出向者の健康に関する事項
- (3) 従事する業務状況に関する事項
- (4) その他甲が必要とする事項

(人事評価)

第15条 出向者の人事評価に関して必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 人事評価に際し甲より出向者の所属長に年2回を目途に甲乙協議の場を設けることとする。

(出向者の業務制限)

第16条 乙は、出向者に、甲又は甲と同業種の民間企業等に対する処分等（法令に基づく許認可、補助金交付、行政指導等）又は契約の締結等に関する業務に従事させないものとする。

2 甲は、出向者の出向終了後2年間は、出向者を次の各号に掲げる業務に従事させてはならないものとする。

- (1) 乙に対する行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請に関する業務
- (2) 乙との間の契約の締結又は履行に関する業務
- (3) 乙に対する折衝又は乙の情報の収集を主として行う業務

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、相手側から開示を受けた秘密情報を、相手側の事前の書面による同意なく、第三者に開示又は漏洩し、また、当該出向に関する目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、出向者が出向期間中に甲の保有する秘密情報や個人情報を、また、乙の業務で知

り得た秘密情報や個人情報を漏洩することがないように、秘密保持に関し教育指導を徹底するものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 出向者は、乙の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

(費用負担)

第19条 乙は、出向者に係る第7条（給与等）、第9条（福利厚生）及び第10条（社会保険）の費用を別表2に定める負担割合及び方法により甲に支払うものとする。

2 その他定めのない費用負担が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 別表2の費用は、内容を問わず当月払い費用として処理する。なお、各項目の算定期間の途中で出向開始、または、出向終了となった場合は日割りとし、その計算方法は次の算定による。

$$\text{乙の負担額} = \text{別表2の費用} \times \frac{\text{算定期間における出向日数}}{\text{算定期間（暦日数）}}$$

※ 小数点以下第二位までとし第三位を四捨五入

(協定内容の変更・解除)

第20条 出向期間中に、社会経済情勢の変化等により、現行の協定内容に不具合が生じた場合には、甲乙協議し、出向者の同意を得たうえで協定内容を変更することができるものとする。

2 甲又は乙が当該協定内容のいずれかに違反した場合は、その相手方は当該協定を解除することができるものとする。

(有効期間)

第21条 本協定の有効期間は1年とし、満了期間から30日前までに、甲乙のいずれからより文書による意志表示がない限り本取扱いを更に1年継続するものとし、以降これに準じる。

(その他)

第22条 乙は、出向者に適用される乙の関係規程を制定、改廃する場合の取扱いについて、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 出向者の身分、給与その他の取り扱いについて、疑義が生じたとき又は法令、条例及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書は2部作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲 東京都港区台場二丁目3番3号  
サントリーホールディングス株式会社  
ビープル&カルチャー本部長

乙 兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市長

## 出向社員及び出向期間等

氏名	職名	従事する業務	出向期間
岡本浩志	三木市総合政策部 縁結び課 主幹	「ゴルフのまち三木市」 等、地方創生の推進に係 る事業を通じた関係人口 ・流入人口の増大。その 実現のための課題解決・ 具体施策のコーディネート・ 推進業務。	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで (2年間)